

公示番号：180468

国名：全世界

担当部署：産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第二チーム

案件名：SDGsの達成に資する観光開発支援に係る情報収集・確認調査（観光開発／SDGs分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：観光開発／SDGs分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年1月下旬から2019年6月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.10M/M、現地 1.33M/M、合計 2.43M/M
- (3) 業務日数：第一次国内業務（10日）、第一次現地業務（25日）、第二次国内業務（5日）、第二次現地業務（15日）、帰国後整理期間（7日）

本業務においては複数回の渡航（2回）により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。条件については「10. 特記事項」に記載しています。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月26日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月18日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点

- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 ③語学力 16 点
 ④その他学位、資格等 16 点
 (計 100 点)

類似業務	観光開発に係る各種調査
対象国／類似地域	全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
 (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

JICA は、1970 年代から観光分野に関する支援を行っており、観光開発計画や戦略の策定支援、観光マーケティング・プロモーション支援、観光人材育成、自然遺産や文化遺産を活用した観光地域振興などの支援を実施している。

観光産業は、成長の最も速い社会経済分野の一つとして位置付けられており、2017 年の海外旅行者数は 13 億人で、最良のシナリオでは 2030 年には 18 億人に達すると予測されている。また、世界の GDP の 10.4% を占め、雇用の 9.9% 以上、10 人に 1 人が従事しており、2030 年にはこれが 9 人に 1 人にまで拡大すると予測されていることもあり、地域経済の発展、雇用創出、格差是正に資する観光開発の支援ニーズは、世界的に増加する傾向が顕著である。

他方、2015 年に国連において採択された持続的な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）において、3 つのゴール（ゴール 8：経済成長・雇用、ゴール 12：持続可能な生産と消費、ゴール 14：海洋）の中で観光がターゲットとして取り上げられており、有形・無形文化遺産の保護や、自然環境保全に配慮しながら地域の雇用や収入を創出し、持続可能な発展のための重要な推進力となることが観光分野に期待されている。

このような状況下、JICA は、2017 年 1 月に協力覚書（Memorandum of Cooperation: MOC）を締結した国連世界観光機関（World Tourism Organization: UNWTO）と共同で、観光開発による各 SDGs 達成への貢献可能性について調査を行った（プロジェクト研究「SDGs の達成に資する観光開発支援のあり方に係る調査」）。同調査を通じて、観光開発は適切な目標設定により 17 全ての SDGs の達成に貢献しうる分野であり、それを正に評価するための効果測定指標の必要性が喫緊の課題として抽出された。

右調査結果と課題、並びに指標の開発手法・方針について、JICA は 2017 年 11 月にジャマイカで開催された UNWTO 国際会議において中間報告として発表を行い、指標（第 1 案）を紹介したところ、同会議に参加していた USAID、GIZ 等からは、今後の観光開発プロジェクトの質の確保に貢献する指標となり得るとの評価があり、また、日本政府観光庁からは、ドナーが実施する観光開発プロジェクトだけでなく、日本の地方自治体等が実施する観光事業のモニタリングにも活用し得るとの評価がなされた。

これを受けて、JICA は同指標（第 1 案）を活用しつつ、JICA 事業のみならず他ドナーや地方自治体等による観光開発事業にも有効活用される指標として更新するとともに、同指標の導入に関するコンセプトや分析手法などをツールキットとして取りまとめるために、UNWTO をはじめとする国連機関、他ドナーなどによる「SDGs と観光開発」に関連するさらなる情報の収集・整理を行うこととした。

なお、2019 年 6 月に日本で開催される G20 に合わせ、同年 10 月に観光大臣会合が開催される予定である。日本政府観光庁や UNWTO からは、同大臣会合の準備会合（同年 6 月末予定）の時点で、本件調査の結果を共有してほしいとの依頼がなされており、可及的速やかな指標案の改訂作業が求められている。

7. 業務の内容

本調査は、上記指標（第 1 案）を、他ドナーや日本の地方自治体等が適用可能な指標に更新するとともに、同指標を活用するためのツールキットの作成に必要な情報を収集することを目的とする。

ツールキットには①SDGs と観光開発の関係性、②同指標を作成するに至った経緯、③指標のデータ収集方法、④指標の分析方法を含むものとする。

具体的な調査事項は以下のとおり。

（1）第一次国内業務期間（2019 年 1 月下旬～2 月上旬）

- ① プロジェクト研究「SDGs の達成に資する観光開発支援のあり方に係る調査」ファイナル・レポート（案）、同報告書において出典として紹介されている資料、その他関連既存資料について整理・分析を行う。
- ② SDGs と観光開発の関係性に関し、他ドナーや国連機関等が実施している調査・研究についての情報を収集し、整理・分析を行う。
- ③ JICA 産業開発・公共政策部が主催する JICA 内関係者に対する「プロジェクト研究『SDGs の達成に資する観光開発支援のあり方に係る調査』に係る報告及び『SDGs の達成に資する観光開発支援に係る情報収集・確認調査』に係る説明会」に出席し、関係者からのコメントの取り纏めを行う。
- ④ 上記①～③の結果を踏まえ、調査計画・方針案を検討する。
- ⑤ 調査重点項目の整理、調査工程、調査手法を検討し、UNWTO に対する説明資料（案）（英文、和文）を作成し、JICA 産業開発・公共政策部の承認を得る。

（2）第一次現地業務期間（2019 年 2 月上旬～2 月下旬）

- ① UNWTO（本部：マドリード）の援助協調担当部局である Institutional Relations and Partnerships（IRP）と打ち合わせを行い、調査方針、調査工程、手法等について合意を得る。
- ② UNWTO の組織概要（組織体制、各部局の分掌、短期・中期・長期的な行動計画等）について最新情報の収集を行い、各部局が有する他ドナーや国連機関、UNWTO 加盟国等が実施している SDGs の達成に資する観光開発事業に関する情報についてヒアリング調査を行う。

なお、実際にヒアリング調査の対象とする部局については、IRP との協議結果に基づき決定するものとするが、現時点では、「SDGs の達成に資する観光

開発事業」に係る情報を有することが想定される以下の部署に対し、ヒアリング調査を実施することを想定している。

- ・ 5 つの Regional Departments¹
- ・ Education & Training
- ・ Technical Cooperation & Silk Road
- ・ Ethics, Culture and Social Responsibility
- ・ Statistics
- ・ Sustainable Development of Tourism

- ③ UNWTO が国連統計部と連携して進めている「持続可能な観光の測定（MST: Measuring Sustainable Tourism）」に係る測定手法の開発状況や、MST 関連会議における参加者間の主要論点等について、情報収集・整理を行う。

(3) 第二次国内業務期間（2019 年 3 月中旬～3 月下旬）

- ① 第一次現地業務の結果を業務進捗報告書として取りまとめ（JICA がツールキットを作成するために必要な情報を含む）、第一次現地業務までの調査結果に基づき更新した指標（第 2 案）と併せ、JICA 産業開発・公共政策部に提出し、承認を得る。
- ② JICA 産業開発・公共政策部が主催する JICA 内関係者に対する説明会にて、指標（第 2 案）の説明を行い、意見交換を行う。同結果を踏まえ、指標（第 3 案）を作成し、JICA 産業開発・公共政策部の承認を得る。

(4) 第二次現地業務期間（2019 年 3 月下旬～4 月中旬）

- ① IRP と打ち合わせを行い、第二次現地業務計画書について合意を得る。また、第二次国内業務にて作成した指標（第 3 案）の説明を行い、意見交換を行う。意見交換を通じて指標（第 3 案）の更新が必要となった場合には、指標（第 4 案）を作成する。
- ② 第二次国内業務期間に実施した JICA 内説明会の結果を踏まえ、必要に応じて UNWTO 関連部署に追加のヒアリング調査を行うとともに、第一次現地業務にてヒアリング調査を実施した部局に対し、上記①で作成した指標案についての説明、最終確認を行う。
- ③ ツールキットを作成するために必要な情報を取りまとめ、JICA 産業開発・公共政策部の承認を得た上で、IRP と協議する。

(5) 帰国後整理期間（2019 年 4 月中旬～5 月中旬）

- ① 第二次現地業務までの調査結果を踏まえ、ツールキットに必要な情報を含めた業務完了報告書（案）を作成し、JICA 産業開発・公共政策部と協議を行う。
- ② JICA 産業開発・公共政策部が主催する、JICA 内関係者に対する本調査に係る報告会に参加し、指標（第 4 案）について意見交換を行う。
- ③ 上記①、②の結果を踏まえ、業務完了報告書（案）を修正し、JICA の確認を経た上で最終化する。ツールキットを作成するために JICA として必要な情報

¹ ①Regional Department for Africa、②Regional Department for the Americas、③Regional Department for Asia-Pacific、④Regional Department for Europe、⑤Regional Department for Middle East の 5 つを指す。

- に関しては、報告書の別添資料として、英語、日本語の双方で取りまとめる。
- ④ 業務完了報告書を JICA に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 調査工程、調査手法に係る説明資料（第一次現地業務開始前／和文・英文）
業務期間全体の計画を記載。和文・英文を電子データにて提出。
- (2) 業務進捗報告書（第一次現地業務終了時／和文）
電子データにて提出。
- (3) 第二次現地業務計画書（第二次現地業務開始前／和文・英文）
第二次現地業務にかかる具体的な業務計画（案）等を記載。
電子データにて提出。
- (4) 業務完了報告書（和文 2 部）
ツールキットの更新に必要な情報（和文、英文）を添付し、2019 年 5 月 20 日までに JICA 産業開発・公共政策部に簡易製本版及び電子データを提出。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、以下のうち最も廉価なものを見積書に計上してください。
 - ① 日本⇒マドリード⇒日本
 - ② 日本⇒フランクフルト⇒マドリード⇒フランクフルト⇒日本
 - ③ 日本⇒パリ⇒マドリード⇒パリ⇒日本
 - ④ 日本⇒アムステルダム⇒マドリード⇒アムステルダム⇒日本
- (2) 一般業務費
本件業務は、当機構の在外拠点が存在しないスペインでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。
見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。
旅費・交通費：260 千円
通信・運搬費：100 千円

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務・国内業務については、「7. 業務の内容」に記載の期間を想定していますが、現地業務・国内業務期間の設定は、指定された渡航回数（2 回まで）及び総 M/M の範囲（国内 1.10M/M、現地 1.33M/M、合計 2.43M/M）で変更提案可能です。プロポーザルにて提案してください。

②現地での業務体制

本調査に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、UNWTO との調査方針の検討、及び IRP との最終協議の際には、JICA 産業開発・公共政策部からも協議に参加することを予定しています。

③便宜供与内容

- ア) 空港送迎 なし
- イ) 宿舎手配 なし
- ウ) 車両借上げ なし
- エ) 通訳傭上 なし
- オ) 現地日程のアレンジ

第一次現地業務開始時における UNWTO との協議についてのみ、JICA にてスケジュールのアレンジを行う。

- カ) 執務スペースの提供 なし

(2) 参考資料

- ① 以下の資料を JICA 産業開発・公共政策部民間セクターグループ（TEL:03-5226-6904）にて配布します。

- ・プロジェクト研究「SDGs の達成に資する観光開発支援のあり方に係る調査」ファイナル・レポート（案）

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本案件の業務従事者は、国内外で SDGs 達成評価に関する業務経験を有することが望ましい。
- ③ 上記 7.（1）④に関し、現時点で想定される調査計画・方針案を、プロポーザルにて提案してください。

- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 産業開発・公共政策部や現地日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、JICA 産業開発・公共政策部と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同部と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上